

令和 7 年第 1 回定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員長 関 貴 光

副委員長 山 本 武 朝

1 開催日時 令和7年3月6日（木曜日）午前10時25分～午前11時27分

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

- （1）議案第68号 青森市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- （2）議案第71号 青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （3）議案第79号 青森市地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （4）議案第80号 青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- （5）議案第87号 黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

4 報告事項

- （1）事故の報告について
- （2）事故の報告について
- （3）統合新病院に関する懇談について

○出席委員

委員長	関	貴	光	委員	万	徳	なお子
副委員長	山	本	武	朝	委員	木	村
委員	小	熊	ひと美	委員	竹	山	美
委員	山	田	千里	委員	小豆畑		緑

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環 境 部 長 佐々木 浩 文
福 祉 部 長 岸 田 耕 司
保 健 部 長 千 葉 康 伸
市民病院事務局長 奈 良 英 文
浪岡振興部長 奈 良 英 文
環 境 部 次 長 柴 田 一 史

福 祉 部 次 長 白 戸 高 史
保 健 部 次 長 加 福 拓 志
市民病院事務局長 今 国 弘
市民病院事務局長 遠 嶋 祥 剛
子育て支援課長 泉 澤 豊
関 係 課 長 等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 北 山 賢 臣

議事調査課主事 杉 浦 晃 平

○関貴光委員長 ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

なお、本日は、所管の報告事項に係る質疑応答のため、舘山浪岡振興部長が本委員会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案5件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第68号「青森市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第68号「青森市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」御説明いたします。

議案第68号関係資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてです。

本市が現在、試行的事業として実施している、こども誰でも通園制度は、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により乳児等通園支援事業として創設されるとともに、同法による児童福祉法の一部改正において市町村による認可事業として位置づけられました。これにより、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこと、当該条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して条例を定めることとされたことから、本条例を制定するものです。

次に、「2 基準となる府令」ですが、令和7年1月14日公布、令和7年4月1日施行となる乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき、条例を制定することとし、その内容は「3 主な制定内容」に記載のとおりとなります。

次に、「4 施行期日」ですが、本条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

続きまして、制定内容について御説明いたします。

議案第68号関係資料1別紙の「青森市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 主な制定内容のポイント」を御覧ください。

本条例は「第1章 総則」第1条から「第3章 雑則」第29条までの規定がありますが、本事業を実施する本体施設である保育所等の基準条例と同内容になっている規定を除き、本事業固有の規定となっているものを中心に御説明いたします。なお、本条例は全て国の基準府令と同一の内容にしております。

初めに、「第1章 総則」についてです。

第1条から第19条までについては、条例の趣旨や用語の定義、乳幼児の人権保護などの一般原則、避難訓練等を義務づける災害対策、送迎車両への乳幼児の取り残し防止など、全て本体施設の基準条例と同内容になっています。

次に、「第2章 乳児等通園支援事業」についてです。

こちらは、第1節から2ページ目の第3節まであり、全て本事業固有の規定となっていることから、順を追って御説明いたします。

「第1節 通則」の第20条では、乳児等通園支援事業の区分について規定しています。本事業を行うに当たっては、保育所等の本体とは別に専従職員を配置して実施する一般型と保育所等の本体の在園児数が利用定員を満たしていない場合に空き定員数の範囲内で実施する余裕活用型の2区分により、本事業を行うことを規定しています。

「第2節 一般型乳児等通園支援事業」の第21条から第26条までが保育所等の本体とは別に専従職員を配置して実施する一般型に係る規定になっています。

第21条では、一般型で事業を行う際に必要となる保育室等の面積基準について定めており、ゼロ歳児を保育する乳児室は乳児1人につき1.65平方メートル以上、1歳児を保育する匍匐室は幼児1人につき3.3平方メートル以上、2歳児を保育する保育室または遊戯室は幼児1人につき1.98平方メートル以上確保するように規定しております。

第22条及び第23条については、保育室等を2階以上に設ける場合の設備基準について定めており、建物の耐火構造、設けるべき防火設備、避難設備、通報設備等について規定しています。

第24条では、一般型で事業を行う際に必要となる職員配置について定めています。本事業の従事者としては、保育士または市が指定した研修を修了した者を置かなければならず、その数については、ゼロ歳児は、おおむね3人につき1人以上、1歳児から2歳児は、おおむね6人につき1人以上を配置し、そのうち半数以上は保育士とするよう定めています。また、一般型を実施する場合は、基本的に、1施設当たり2人を下回らないこととしていますが、保育所等と一体的に運営する場合にあっては、配置する職員を1人とすることができます。

第25条では、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を提供することを、第26条では、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、支援内容等について理解及び協力を得るよう努めるべきことを規定しています。

2ページ目を御覧ください。

「第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業」の第27条及び第28条が保育所等の本体の在園児数が利用定員を満たしていない場合に空き定員数の範囲内で実施する余裕活用型に係る規定となっています。

第27条では、1つ目として、余裕活用型で事業を行う際に必要となる設備及び職員配置について、本体の保育所、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所の基準に従い行うことを規定しています。また、2つ目として、面積基準の読み替え規定を掲載しています。これは、本市の保育所等の基準条例では、ゼロ歳児の乳児室の面積基準は乳児1人

につき3.3平方メートルとなっており、本事業で必要とする面積である乳児1人につき1.65平方メートルに読み替える必要があることから、一般型の面積基準と統一するための規定です。

第28条では、一般型の一部の規定を余裕活用型に準用することについて規定しています。

最後に、「第3章 雑則」についてです。

第29条では、本事業を実施する際に作成する文書等について、書面に代えて電磁的記録により行うことができる旨を規定しています。

そして、附則では、施行期日を定めております。

以上、議案第68号のポイントについて御説明いたしました。各条文の詳細については、議案第68号関係資料2になります。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○関貴光委員長 これより質疑を行います。

御質疑等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 施行日についてですけれども、昨年3月の予算特別委員会で、赤平勇人議員が質疑したのに対し、令和8年度と答弁されたんじゃないかと——記憶にないですか。何か、前倒しになったのか、ちょっと確認したいんですが。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 令和8年度になるのは、特定教育・保育の部分になって、本体の給付制度になるのが令和8年4月です。

〔万徳なお子委員「本体の給付制度」と呼ぶ〕

○岸田耕司福祉部長 今回は、子ども・子育て支援法の中の地域子ども・子育て支援事業としてやる部分なんです。ですから、各市町村がやるかやらないか、これは自由なんです。それで、我々も、今、試行的事業をやっているんで、その試行的事業を継承するためには、我々が、今、この子ども・子育て支援制度に基づく部分で条例を制定しなければならない。

例えば、我々が今年度も来年度もやらないと言って、再来年度からやるのも可能なんです。再来年度は給付制度になりますから、多分、そういうことでの御質疑……

〔万徳なお子委員「なるほどね。もう1つ」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 賛否に関わる場所ですが、第26条に保護者と密接な連絡を取り云々とありますが、事前に予約というか、どの時点で申込みがあるんですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 まずは、市で認定することになります。その上でオーケーになれば、自分で行きたいところに連絡して、行ってもらうに当たっても、ちゃんと保育所とお話しした上で行ってもらわないと、例えば、こういった症状があるとか

というのは分からない場合がありますので、そういったことをきっちりやっていきましょうと。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 家庭保育から集団保育に移行するときは、やっぱり保護者と園がならし保育——今、どうなっているか詳しくは分かりませんが、時間をかけて、計画的にやるべきだと思うんです。やっぱり子どもが第一なので、私自身は、このこども誰でも通園制度自体に反対です。

ネット上にも、メリットデメリットがいろいろあるというふうに書かれています。それで、保育園の職員の負担が大きいということが、ちょっと否めないなと思っているので、反対いたします。

○関貴光委員長 ありがとうございます。反対意見ということでありました。

ほかに御質疑、御意見等ありませんか。木村委員。

○木村淳司委員 来年度からやる場合、事業者を選定して、その選定した事業者に対して給付をするという形になると思うんですけれども、各自治体ごとに予算の枠があると思うんですが、ざっくり何施設ぐらい認可できる予算があるんでしょうか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 今、もうやりたいと手を挙げてきているところがありまして、昨年度は8か所が認定を受けていて、今回は、10施設がやりたいと手を挙げている状況です。

また、木村委員が前におっしゃった余裕活用型というのが、今、あるので、今後また、そういった手を挙げてくれるときは——やるかやらないかは園の裁量になり、それから、先ほど、万徳委員がおっしゃったように、要は、そこもマッチングになりますことから、あくまでも、行かせたい人が活用できるような環境をまずは整えておく。園も、その環境を整えるといったようなことになります。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 10施設で応募するというような意向があるということなんですけれども、予算的には、自治体の中で施設に対する補助金の枠があると思うんですけれども、それは、まだ10施設から、あともうちょっと予算的には増やせるような状態でしょうか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 今、予算上は、今年度ベースで予算を組んでいますけれども、それが足りなくなれば、当然、補正予算とか、そういった形になると思います。

それで、今現在、国から来ているのが、まだ途中段階ですけれども、子ども1人当たりの利用料というのは1時間300円。今年度も300円でしたけれども、それを標準として、各事業者で決めてくださいと。市からは、例えば、子ども1人当たり1時間で、ゼロ歳児は1300円とか、そういった形を園にお支払いしているといったことになります。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 そうすると、国が4分の3、市町村が4分の1だったと思うんですけども、施設に対する補助の財源ですけども、そこは10施設だと、まだ枠があって、やりたいというところがあれば、もうちょっと増やせるかなと。

〔岸田耕司福祉部長「増やしていくように考えています」と呼ぶ〕

○木村淳司委員 分かりました。

もう1点なんですけど、国の予算の概要を見ると、ICT化を図って、予約とかのシステムについて、マイナポータルを使ってやるというような話がありました。あと、施設で、例えば、キャッシュレスで300円の支払いをできるようにすると補助を出すとか、そういった制度があるようなんですけども、市でも、事業者がそういったシステムの利用及びこども誰でも通園支援制度で利用する施設のICT化を図っていくということに関して、その補助があるということをしつかり広報していくという考えについて、市の見解をお願いします。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 当然、我々も、今、例えば、幼稚園・保育所を含めて、システムの部分は、今の予算でも補助をやっていますけれども、管理システムみたいなものはやっていて、当然、ICT化を進めていかなくてもなりませんので——国全体で今、総合支援システムとか、そういったもので動こうとしています。ですから、当然、我々もそこに応じた形で、園への対応というのはしていかないとイケないのかなと思っています。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

私としては、子どもがどういうふうに育っていくかというのがすごく重要なんですけども、親の選択肢というか、親なり子どもなりの選択肢を増やすという意味で、いろいろな形があってもいいのかなと。一時預かりもあって、通うということの教育的な意味での通園支援でもあっていいと思うので、私は、この制度は広げていったほうがいいのかなと思っています。

以上です

○関貴光委員長 ありがとうございます。

ほかに御質疑、御意見等ありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 一番最初に、市による施設の認可というのがあると。それで、まずは、この認可というのはすぐできるんですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 まず、市に来た部分については、審議会にかけます。一応、審議会の意見を聞かなくてはなりませんので、青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会にかけて——この10施設も、青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会にかけて、やっています。

それで、補足いたしますと、今、この基準条例というのができますけれども、もともとは国の部分をちょっと基にしながら、こういったのでどうですかということ、動いて——まずは動かないと4月からに間に合わないもので。

○関貴光委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 分かりました。

あと、利用者は、まずは申請すると。それで、市で、それを受けるわけですね。

〔岸田耕司福祉部長「はい」と呼ぶ〕

○竹山美虎委員 そこで、何と言うのかな、利用できませんよというような扱いと、いうのも出てくるんですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 利用できないというか、我々で、まず、子どもについて、オーケーだよと言いますけれども、あとは、施設も御紹介はします。

あとは、その方が施設に申し込んだときに、たまたま、例えば、余裕活用型だけであるとすれば、なかなか今日はちょっといっぱいなのでという話にもなるかもしれないです。ただ、今は、一般型だと人もちゃんといるので、受けてもらえるのかなと考えています。

ただ、これが広まってくれないと、なかなか——両方が広まってくれないとだと思いうんですけど、今は、まだ試行段階で、ここから出た課題についても、当然、試行の部分なので、国に出して、それで、先ほど申し上げましたけれども、今回は、地域子ども・子育て支援事業になっていますけれども、再来年度からの給付に向けて、本格的な部分に向けて、今、動いている最中であると。

○関貴光委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関貴光委員長 起立多数であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 議案第71号「青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の議案第71号関係資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」につきましては、本市において医療保険適用となる不妊治療に要する費用の自己負担分の一部について助成する事業を令和6年4月から開始しました。それで、令和6年7月から青森県において不妊治療の自己負担分を全額助成する事業を開始したことから、本市の事業は令和6年度をもって廃止することとし、所要の改正をするものであります。

「2 主な改正内容」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、条例で規定することにより個人番号が利用できる事務、いわゆる独自利用事務として規定しておりました、不妊治療に要する費用の助成に関する事務、これに係る規定を削除するものであります。併せて、生活保護法の改正に伴い、進学準備給付金の支給に関する規定を進学・就職準備給付金に改正するものであります。

具体的な改正内容につきましては、議案第71号関係資料2の新旧対照表を御覧ください。

個人番号の利用範囲を規定する第3条関係別表第一及び別表第二中の「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの」を削除いたします。

なお、本条例の施行期日につきましては令和7年4月1日とし、生活保護法の改正に伴う改正につきましては公布の日としております。

以上、議案第71号について御説明申し上げましたが、慎重なる御審議の上、何とぞ御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○関貴光委員長 これより質疑を行います。

御質疑等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号「青森市地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 議案第79号「青森市地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料の議案第79号関係資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてであります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき実施している地域生活支援事業のうち、自発的活動支援事業及び失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を新たに令和7年度から実施しようとするため、改正するものです。また、同法の改正に基づく条項の繰り下げに伴い、本市条例の条文との整合を図るため、所要の改正をするものです。

事業の内容につきましては、資料下の参考にあります。自発的活動支援事業とは、「障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が、障がい者の社会参加や障がいへの理解啓発などを目的とした地域において自発的に行う活動を支援する事業」です。また、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業とは、「失語障がいのあるかたの意思の伝達の手段を確保するため、各種手続きや社会参加の場へ失語症者向け意思疎通支援者を派遣する事業」であり、このたび、県において失語症者向け意思疎通支援者が養成されたことを踏まえ実施しようとするものです。

次に、「2 改正内容」ですが、(1)と(2)は新たに実施しようとする2つの事業を条例別表に追加するため改正するものであり、また、(3)は同法の改正に伴い、条項のずれを改正するものです。

「3 施行期日」についてであります。令和7年4月1日を予定しており、(3)については公布の日からとしております。

なお、(1)及び(2)に関連する予算案については、本定例会に提出しているところです。

次に、資料2の新旧対照表を御覧ください。

自発的活動支援事業及び失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を新たに条例別表に追加し、条項のずれを改正するものです。

以上、議案第79号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○関貴光委員長 これより質疑を行います。

御質疑等ありませんか。小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 すみません、ちょっと不勉強なのでお尋ねしたいんですけども、この失語症者向け意思疎通支援者というのは、何か特別な資格とか、そういうものを持つ方なんですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 青森県言語聴覚士会があるんですけども、そこの人たちに研修をしていただいて、そこで、ある程度の技術を学んだ方、あるいはコミュニケーション技術を学んだ方で、例えば、介護の事業所とかの人が、その研修に行って、失語症者の意思疎通について学んで、その方が、じゃあ、ある程度になりましたねということで、そういう人が今度、派遣されていくと。失語症の方からの要請を受けたりして、派遣されていくという形になります。

○関貴光委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 じゃあ、資格みたいなものが必要なんですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 特に資格は必要ないです。その研修を受講されると——市も、この事業については、青森県言語聴覚士会に委託して行いますので、そこで、うまい具合にコーディネートしていただくとのことになります。

〔小豆畑緑委員「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 今の部分にちょっと関連するんだけど、現在、青森市で、そういう人が何人いるとかは分かるんですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 これも、青森県言語聴覚士会から、そういったことを必要とする方が4人程度はいるだろうという話では、ちょっと受けています。

それで、養成者が3人程度、養成されたということで、今の段階では、ちょっとお聞きしています。

もっと潜在的にはいるかもしれません。脳梗塞等で、脳の言語中枢とかをやられてしまうと、なかなかコミュニケーションが——ただ、ある程度、リハビリして、回復していく人もいますけれども、なかなか、重症化してしまっている方も中にはいらっしゃるの、それが何人いるのかとなると、ちょっと我々も——今、青森県言語聴覚士会から、4人ぐらいは青森市でも必要とする方がいるのではないかとということで、ちょっと伺っております。

○関貴光委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 議案第80号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第80号関係資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてです。

1点目として、栄養士法の改正に伴う条例改正についてです。

これまで、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、国の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等において、指定生活介護事業所や保育所等の運営等に関する要件として、栄養士の配置等を求めている規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置等した場合についても同要件を満たすことができることとされたことから、資料2ページ目の「2 改正する条例」の①の表番号1から7までに記載した条例について、国の基準に合わせ改正するものです。

資料1ページ目に戻っていただいて、次に、2点目として、幼保連携型認定こども園の副園長または教頭の資格要件に係る条例改正についてです。

これまで、国の「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」に規定する、園児の年齢別の職員配置の員数に含めることができる副園長または教頭の資格要件としては、基準上、幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方を受けた者に限ることとし、特例として、平成27年度から令和6年度までの10年間は、幼稚園教諭免許状の授与または保育士登録のいずれか一方を受けていれば、職員配置の員数に含めることができることとしていたところです。今般、国において、本特例を延長することとし、令和8年度までの12年間とする改正が行われたことから、資料2ページ目の「2 改正する条例」の②の表番号8に記載した条例について、国の基準に合わせ改正するものです。

もう一度、資料1ページ目に戻っていただいて、次に、3点目として、家庭的保育事業等の連携施設の要件に係る条例改正についてです。

これまで、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等において、家庭的保育事業者等は、基準上、集団保育の機会の提供等の支援を行う保育内容支援や、当該事業者等の職員が病気等により保育を提供できない場合の代替保育等の役割を担う連携施設として、保育所、幼稚園または認定こども園のいずれかを設定することを求められつつも、特例として、平成27年度から令和6年度までの10年間は、連携施設の設定が困難であると市町村が判断した場合には、連携施設の設定を求めないことができることとしていたところです。今般、国において、保育内容支援及び代替保育の基準を緩和するとともに、本特例を延長することとし、令和11年度までの15年間とする改正が行われたことから、資料2ページ目の「2 改正する条例」の③の表番号9と10に記載した条例について、国の基準に合わせ改正するものです。

資料3ページ目の「3 主な改正内容」については、記載のとおりとなります。

次に、「4 施行期日」ですが、本条例は令和7年4月1日から施行するものです。

ただし、「②幼保連携型認定こども園の『副園長』又は『教頭』の資格要件に係る条例改正について」は、公布の日から施行するものです。

続きまして、改正内容について、新旧対照表を用いて御説明いたします。

議案第80号関係資料2－1から2－3を御覧ください。

これらの条例につきましては、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めます。

議案第80号関係資料2－4を御覧ください。

本条例につきましては、家庭的保育事業等の連携施設について、資料2ページの下段の改正後の第42条第2項から資料4ページの中段の改正後の同条第5項までについては、保育内容支援及び代替保育の基準を緩和するとともに、資料5ページの下段の附則では、連携施設の設定に係る特例期間を10年間から15年間に改め、令和11年度まで延長します。なお、今回の改正により、引用条項について、正しい項に引用できるよう、項ずれについても改正しています。

議案第80号関係資料2－5を御覧ください。

本条例につきましては、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めます。

議案第80号関係資料2－6を御覧ください。

本条例につきましては、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めるとともに、副園長・教頭の資格に係る経過措置期間を10年間から12年間に改め、令和8年度まで延長します。

議案第80号関係資料2－7を御覧ください。

本条例につきましては、家庭的保育事業等の連携施設について、資料2ページの中段の改正後の第7条第2項から資料3ページの下段の改正後の同条第5項までについては、保育内容支援及び代替保育の基準を緩和するとともに、資料5ページの中段の附則では、連携施設の設定に係る特例期間を10年間から15年間に改め、令和11年度まで延長します。なお、今回の改正により、引用条項について、正しい項を引用できるよう、項ずれについても改正しています。また、資料5ページの上段の第16条第1項第2号では、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めます。

議案第80号関係資料2－8を御覧ください。

本条例につきましては、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めます。

以上、議案第80号について御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○関貴光委員長 これより質疑を行います。

御質疑等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 ②と③の背景は、やっぱり保育士不足というところにあるんでしょうか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 ちょっと待ってください。②と……

〔万徳なお子委員「副園長・教頭を員数に含める」と呼ぶ〕

○岸田耕司福祉部長 ちょっと担当から。

○関貴光委員長 お願いします。

○泉澤豊子育て支援課長 子育て支援課です。

「②幼保連携型認定こども園の『副園長』又は『教頭』の資格要件に係る条例改正について」は、本来、副園長または教頭を保育士に登録する場合であれば、保育士登録と幼稚園教諭免許状をどちらも受けていなければ駄目だったんですけれども、その延長期間というのがありまして、10年間というふうなものを2年間伸ばして、12年間に延ばすという形になります。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 もう1つお答えしますと、両方を受けるまでに、なかなか至っていないと。だから、経過措置期間を伸ばしましょうということです。

本来であれば、そこまでに全部の人が両方の資格を持っていなければ駄目だったんですけれども、ちょっとそこまでになかなか至っていないところがあって、経過措置を延ばしている。

今後、おそらく若い人たちは大学等で一緒に取れるような資格になって、そのうち、多分ちゃんと移っていくでしょうけれども、なかなか、そのこの部分の経過措置期間までに、ある程度になっていなければ、そこまではやりなさいと言っているわけなので、できない部分があると、国の審議会の中でも、やはり、そこまでいってない部分があれば、経過措置を少し延ばしたほうがいいんじゃないかといったことで、経過措置が延びたと。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ごめんなさい、それで、免許云々は分かるんですけれども、職員配置の員数に含めることができるというところが、ちょっとよく分からないんです。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 要するに保育士の資格を持っていれば、保育所だと、ゼロ歳以上は、先ほど申し上げましたけれども、3対1とかという基準がありますよね。それで、トータルした保育士の数というのは、3歳もありますし、2歳もありますし、3歳以上の数もある。その中の職員の部分の員数に含めるということは、その人も数に入ってもいい。

〔万徳なお子委員「そうですよね」と呼ぶ〕

○岸田耕司福祉部長 はい。ならば、当然、まあ、あの——まあ、そういうことですね。（発言する者あり）

○関貴光委員長 万徳委員、よろしいですか——万徳委員。

○万徳なお子委員 じゃあ、③の連携施設の基準を緩和するのを延長したというのは、保育士不足とは関係ないですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 これも、なかなか連携施設の確保が難しいという部分がちょっとあります。例えば、場所的に離れている。近いところだといひんですけれども、なかなか一つしかないところが、そうすれば、連携施設が——例えば、子どもを通わせようとして、ちょっと職員が病気でいひから、園が休園になったりしたときに、じゃあ、どこで受けるんだといひことがある。そういったために連携施設とかがあるんですけれども、それもなかなか困難な部分があるだろうと。それは、ちゃんとやってくださいといひうんですけれども、難しい部分がどうしても距離的にあったりして、何とかする場合、そこを許容することが国で議論されて、そこについて困難な場合、それは、ちゃんと審議会とかで諮りますけれども、やむを得ないのでないかといひたことがあるといひことです。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 延長するといひことは、本来あるべき姿に——現実、なかなか難しいから、もうちょっと待ちましようといひ話なんでしょうけれども、やっぱり延長する前に、こう変えましようといひのは本来、目指しているところですよ。だから、延長延長とどこまで延長するんだらうといひことが、今、説明を聞いても、何か納得できないです。このたび、この②と③について反対です。

○関貴光委員長 では、反対意見として承りました。山田委員。

○山田千里委員 そもそも論で、ちょっと勉強不足で分からないので聞くんですけれども、この③の連携施設といひのは、今現在、具体的にどういひところでどうあるんですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 今現在、家庭的保育事業といひのが8施設あります。それで、7施設が3要件全てをちゃんと設定しています。ただ、1施設が一部のみといひう状況にあります。ですから、なかなか難しい部分もある。一部だけは、ちょっと——ただ、連携は、それぞれ組んでいることは組んでいます。

それで、3要件全ての部分をやっているところは、8施設のうちは7施設がちゃんと今のところは組んでいると。

○関貴光委員長 山田委員。

○山田千里委員 連携施設については、それこそ幼稚園だったり、保育所だったり、そういったところの近くに場所があるといひことですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 家庭的保育事業の部分になれば、近くとかに、ちゃんと保育所とか、認定こども園とかが……

〔山田千里委員「そこと連携する」と呼ぶ〕

○岸田耕司福祉部長 連携する。要は——うん。

〔山田千里委員「分かりました」と呼ぶ〕

○岸田耕司福祉部長 あまり言えば、ちょっとね、ぼろを出すともずいひので。（発

言するあり)

〔山田千里委員「じゃあ、ここまでで。ありがとうございます」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 すみません、私も、今のところの家庭的保育事業の連携施設のことで、そもそも家庭的保育事業がよく分かっていなかったです。3歳児未満までの保育を行うということですから、要は、その施設では、そうすると3歳児になったら、この事業において、もう保育は終了で、必ずどこかのこども園なり、保育園なりに行かなければいけないということですよね、超当たり前のことを言っていますけれども。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 ですから、あまりあれですけれども、中には、1つの保育所で、2歳児もやって、3歳児もやっているところもあります。3歳児以上をやっているところもあります。そういったところはスムーズに動きますよね。そういったところは、イメージ的には非常に分かりやすいんだと思います。

そういったところは、案外スムーズに行きますけれども、そうでないところは、やっぱり近くの保育所とかに、ちょっと相談できたり、何かのときに支援してもらったりとか、常に何かあったときに相談を受けたり、助言とか、そういったことをしてくれるところがあれば、やっぱり違うじゃないですか。(発言する者あり)

〔山本武朝委員「了解。分かりました。何となく分かってよというような答弁なんですけれども」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 山本委員。

○山本武朝委員 幸い、8つの事業所のうち、7つは連携できていて、じゃあ、その1つのところは、何とか、地域のほかの事業所、こども園でも、保育所等でも——おそらく全然、連携を取っていないことはないと思うんですけれども、きちっと連携を正式にお願いしたいということは、そこがクリアされれば、クリアするということですね。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 そうなんですけれども、距離的な——このやってない事業所は、ちゃんとやっているんです。2つはやっているんです。

代替保育というのがある。例えば、職員が病気になったりして、園が急に休まなければならなくなり、近くに動かすときに、じゃあ、親御さんは何で動かすのか。じゃあ、バスは出せるのか。料金はどうなるのか。そういった部分での調整というのが、距離的な問題も含めて、非常に難しいところがやっぱり中には出てきます。そういった距離的な問題もあることもあって、あと、取り決めなければならないわけですから、そういったこともあって、なかなか、国でもそれを推進してきたけれども、少し、そこについて難しい部分もあるだろうと。そういったことは認めてやらざるを得ないんじゃないかなろうかみたいな……(「みたいな」と呼ぶ者あり)

〔山本武朝委員「了解。ありがとうございます」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関貴光委員長 起立多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 議案第87号「黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について」御説明いたします。

資料を御覧ください。

まず、経緯についてですが、黒石地区清掃施設組合では、令和7年度末をもって、ごみ処理場の共同処理を終了し、解散することが決まっておりますが、平成28年に共同処理を終了し、用途廃止しておりました、し尿処理施設につきまして、これまで処分や解体をせずに、民間企業に賃貸する形で組合が保有しておりました。このし尿処理施設につきましては令和7年4月に譲渡予定としておりましたことから、今般、当該施設の土地・建物等について処分することとしたものでありますが、この財産処分に当たりましては、平成28年の共同処理事務の変更に伴う処分とみなされ、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体の協議により定められることとされ、同法第290条の規定により当該協議は、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされておりますことから、御審議いただいているものであります。

次に、処分する財産の概要について御説明申し上げます。

財産の種類は、土地と建物と工作物であります。土地については2件ありまして、宅地と用悪水路合わせて1万437.40平方メートル、建物は管理棟、し尿処理棟、洗車場用器具庫、車庫の4施設で合計3230.529平方メートル、工作物は門柱、フェンス、樹木の一式が対象となります。

続きまして、財産処分の相手方は弘前市の株式会社青南商事であり、処分の方法は無償譲渡であります。譲渡の理由は、プラスチック資源循環システムの構築に資するとともに、加入市町村が将来負担すべき建物の解体に伴う負担が軽減されるため、当該財産を無償譲渡するものであります。譲渡の条件は、現状有姿での譲渡と

し、プラスチック資源再商品化事業の用に供することとしております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関貴光委員長 これより質疑を行います。

御質疑等ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 そうすると、無償譲渡して、コストがかからないということですが、ちなみに、この譲渡先の株式会社青南商事では、この場所で、例えば、先ほどのプラスチック資源循環システムとか、そういう事業をなさるのでしょうか。

○関貴光委員長 浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 令和８年度から、プラスチック再資源化処理の事業を開始するということになっておりまして、今、現有施設——赤い部分ですけれども、こちらを売却した後は、こちらで排水処理、それで、既に売却済みのグラウンド部分——黄色い部分ですけれども、こちらに施設を建てまして、PEPP顆粒という、そういった商品化を進めていくというふうに伺っております。

〔山本武朝委員「了解。ありがとうございます」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○関貴光委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「事故の報告について」報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 公用車の事故について御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

事故発生日時は令和７年２月２０日木曜日の午前１０時３０分頃で、事故の相手方は、最終処分場にごみを搬入した後、青森市街地へ向かうごみ収集車でありまして、事故発生場所は、青森市大字新城字平岡の市道上で、青森県立つくしが丘病院から８００メートルほど岩渡方面に進行した位置となっております。

事故の状況についてであります。駅前庁舎から青森市清掃工場に戻る途中、積雪のため、道路の幅員がすり鉢状に狭くなっていた場所で、相手方車両との擦れ違いの際に市車両の後部右側と相手方車両の後部右側が接触したものであります。これにより、市車両は後部右側ピラーを破損し、相手方車両は後部右側チェーンカバールを破損したものであります。

なお、今回の事故につきましては、幸い、相手方に怪我はなく、今後、市が加入している保険の引受会社と協議しながら、相手方と交渉しております。

これまでも、市職員に対し、雪道での交通安全について周知してまいりましたが、よりいっそう交通事故防止の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 公用車の事故について御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和6年12月13日金曜日の午後4時40分頃になります。生活衛生課で捕獲した犬を搬入するため、滝沢にあります青森県動物愛護センターの管理施設の車庫入口付近に駐車したところ、サイドブレーキが甘く、職員が降車後に、積雪による傾斜等で車が自然発車し、シャッターに接触して破損させたものであります。

事故の影響ですが、シャッターは可動できておりまして、業務に支障はないと伺っております。今後、青森県との間で示談が成立した際には、改めて御報告申し上げます。

これまでも、事故防止等、安全対策については職員に注意喚起をしてきたところではありますが、改めて、公用車の運転に当たっては安全運転・安全確認を徹底するよう指導いたしました。より一層の事故防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「統合新病院に関する懇談について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 統合新病院に関する懇談について御報告いたします。

資料を御覧ください。

浜田地区住民との懇談につきましては、今定例会の一般質問の中で答弁させていただいておりますが、去る3月1日、浜田ニュータウン町会・浜田青葉台町会の住

民及び周辺の町会長等、56 名の方に御参加いただき、共同経営・統合新病院に係る基本計画（案）に関する説明及び意見交換を目的に実施いたしました。

当日は、県・市からの主な説明としまして、共同経営・統合新病院に係る基本計画（案）について御説明したほか、基本計画（案）について、知事及び市長が直接、浜田地区の皆様の御意見を伺う広聴会を3月17日に実施することなどについて御報告いたしました。

当日の参加者からの主な御意見になりますが、ドクターヘリの運航に伴う騒音とか、冬場の駐車場の除排雪に係る騒音・振動などの生活環境の変化への懸念でありますとか、道路拡幅に伴う手続など、今後のスケジュールや地域住民との情報共有に関する御意見等をいただいたところであります。

今後につきましては、本定例会での御議論やパブリックコメントでの御意見等を踏まえ、本年度内での基本計画の策定に向け、取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 一般質問でも確認させてもらいましたけれども、今、基本計画（案）の案が取れる大事なときなので、鍵は、どこまでも住民理解、丁寧な説明・懇談会でありますので、よろしくお願いします。

3月1日に56名が参加し、いろんな意見が出たということで、今、いくつか御紹介いただきましたけれども、もうちょっと何か、ほかにないですか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 いわゆる生活環境の変化への懸念ということであると、やっぱり日照権について、建物の日陰の関係での御心配とか、あるいは、それ以外では、敷地そのものの使い方について、建物の位置をもうちょっと変えたほうがいいんじゃないかというような御意見もいただきましたけれども、あとは、交通渋滞のお話もいただきましたので、これについては、3月17日に、知事と市長で出ていただく際に、少し、基本計画だけじゃなくて、詳細の資料もお示しした上で、住民の方には丁寧に御説明していきたいと思います。

○関貴光委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

本当に、3月17日の広聴会に県知事と市長が出て——特に県知事ですね、昨年の9月16日に合意した、地域住民からすると急に決まったわけですので、特に知事におかれては、市だけじゃなくて、様々な御意見を率直に聞いて、受け止めて、この広聴会が事業のスタートへの大事なポイントだったというふうになるよう願っておりますので、よろしくお願いします。

○関貴光委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。山田委員。

○山田千里委員 この広聴会で出た意見とか、例えば、議事録の内容とか、そうい

うのを公表することは考えておりますか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 まず、3月17日の広聴会自体が公開でやるかどうか、あるいは、例えば、動画みたいなもので配信できるのかというのも、これは町会側の意向もありますので、そこは町会と調整した上で、どの辺までお話を公開するかというのは、ちょっと検討していきたいと思います。

〔山田千里委員「ありがとうございます」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 この間、何人か出ていらっしゃった子宮頸がんのワクチンのキャッチアップ接種について、3月末だということで、何ができるだろうかと。もう期間短いんですけども、私は病院にポスターが貼ってあるのを見たんです。キャッチアップ接種が3月31日までであると。あのポスターは、もうないですか。

○関貴光委員長 保健部長。

○千葉康伸保健部長 在庫等について確認して、そちらは……

○関貴光委員長 あれば、じゃあ、万徳委員によろしくお願いします。

そのほか、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)